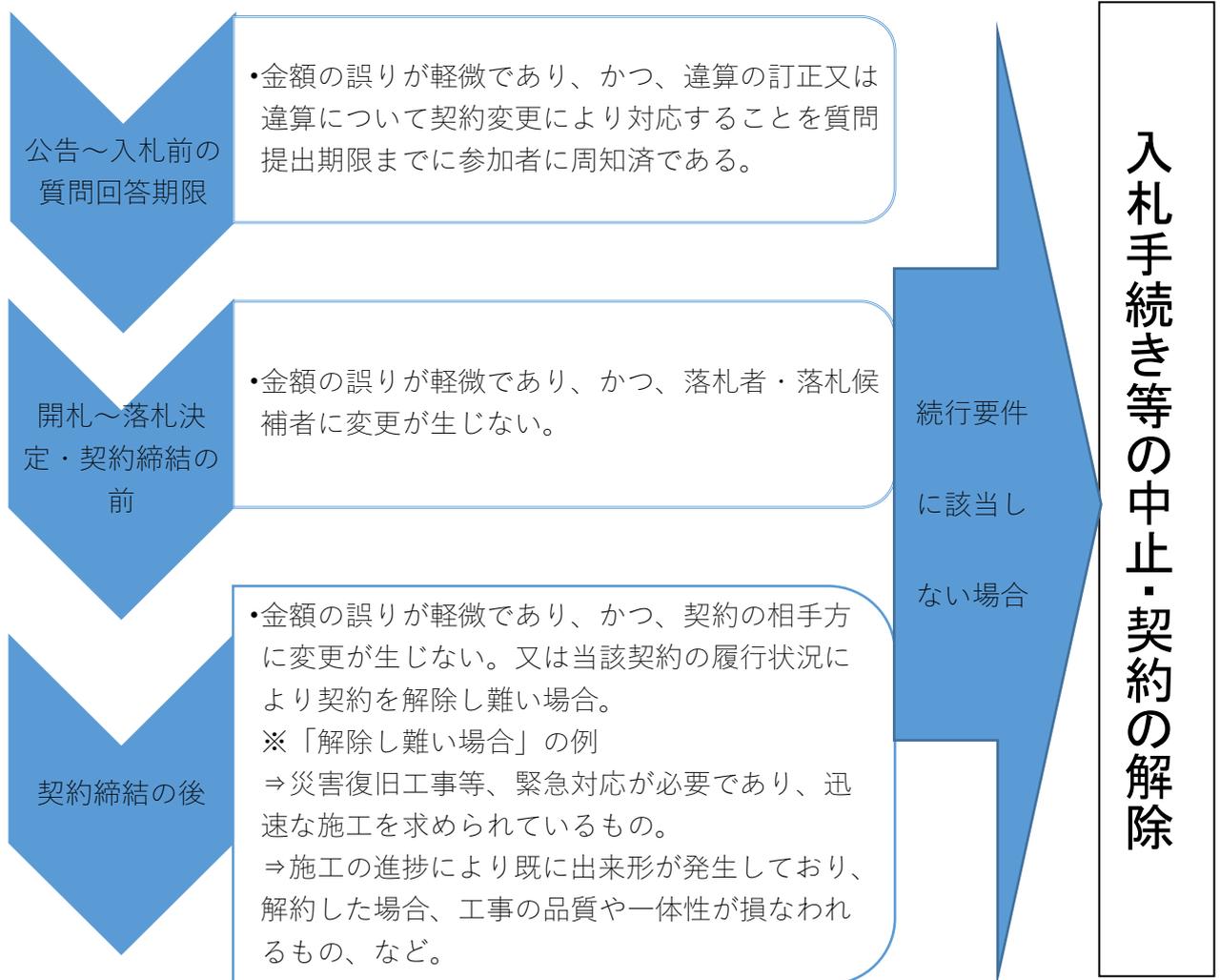


## 設計違算に係る入札手続き等続行の概要

各場面において、要件に該当する設計違算については、入札手続き等を続行可能とします。

### 入札等手続きの続行要件



※1 上記の要件を満たし、契約手続き等を続行した設計違算については、契約締結後、適切な時期に変更契約等による対応を行うものとします

※2 設計違算に係る取扱については、令和5年6月1日以降の公告、指名通知する入札分から適用します